

鳥取県町村総合事務組合職員の定数に関する条例

(昭和42年4月1日 条例第17号)

改正 平成29年 3月 1日条例第 5号 令和 3年 3月26日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県町村総合事務組合の事務局に常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、7人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。